

# 近江国山中氏の一考察

——その変遷と所領について——

竹 山 靖 玄

## 一 はじめに

兵農分離政策を中核とする太閤検地が施行されると、それまで存続していた中世的な村落共同体（惣的結合）は崩壊した。そのことはまた、村落共同体に強く依存していた在地領主層にとっても、その存否にかかわる重大事であった。この諸政策は、これらの在地諸領主層を近世大名の家臣化と百姓（畿内近国での百姓化は、郷土として多く発生した。）に転化させられた。本稿では、そのような中世在地諸領主層の動向について、近江国甲賀郡山中村を本貫地として、後には同郡柏木御厨を本拠とする山中氏の中世での動向と、その所領について、若干の考察をこころみただけである。とくに山中氏をとりあげた理由は、土地所有関係を中心として、地侍<sup>11</sup>在地諸領主層の存在形態をあきらかにする史料を比較的よく伝来しているからである。<sup>①</sup>

## 二 鎌倉—室町期における山中氏の変遷

山中「武士団」は、近江国甲賀郡における在地領主層での中心的「同名惣」であり、甲賀郡中惣の主要メンバーで

あった。元來彼らは、伊勢国との国境鈴鹿山系近辺に土着し、その物領家は山中村地頭職・鈴鹿山守護〓鈴鹿関警固役を先祖重代相伝の所職としていた鎌倉御家人であった。建久五（一一九四）年二月十四日「鎌倉將軍家下文案」に、  
下、近江国山中新五郎俊直所

可早任宣旨状致鈴鹿山守護沙汰鎮盜賊難事

右就神祇官奉弊使等之訴、依被下綸旨、任其状致彼山守護沙汰、且為奉弊使上下向、齋宮群行、公卿勅使以下、  
往還諸人安穩、伐払路次近辺之滋木、招寄甲乙浪人等、令居住山内、可鎮盜賊難之状、所仰如件、以下

建久五年二月十四日

とある。これは山中新五郎俊直に対して、鈴鹿山の中に没する盜賊を鎮定するために、「路次近辺之滋木」を伐払い、「甲乙浪人等」を招寄せて、「令居住山内」むべく命じている。また、嘉祿二（一二三六）年四月廿日「両六波羅探題下文案」においても、山中俊直の例に任せて鈴鹿山守護を命じている。この鈴鹿山守護〓鈴鹿関警固は、鈴鹿山中の悪賊鎮定のために、鎌倉幕府より度々追討命令が下されていたのである。「新編追加」に、

一、鈴鹿山并大江山悪賊事、為近辺地頭之沙汰、可令相鎮也、若難停止者、改補其仁可有靜謐計也、以此趣相触  
便宜地頭等、可被申散状者、依仰執達如件、

正応元年七月廿六日

前武藏守泰時判

修理権大夫時房判

相模守殿  
(重時)

越後守殿  
(時盛)

とある。この史料によって、山中氏への地頭補任状は現存していないが、鈴鹿山守護は「近辺地頭之沙汰」するものであったから、山中氏は鎌倉初期より地頭であったことが知られる。このように山中氏は、鈴鹿山守護〓鈴鹿関警固

・山中村地頭職を保持することにより、鎌倉初期から在地領主としての基盤を築いてゆくのであった。

「橋家系図」によると、山中氏は橋左大臣諸兄の末孫と称している。その後修理亮義清が甲賀郡山中村（現土山町山中）に居住して、その地名によって山中氏と称したと伝えている。

また、山中氏がいつ頃から伊勢神宮領柏木御厨と関係を持ち、本拠地を甲賀郡柏木御厨本郷内宇田（現水口町宇田）に移したものは不明である。しかし、建保四（一二二六）年二月十日「山中俊直讓状案」に、「上山村郷友行名」（現水口町山）が見られる。また、『橋家系図』には史料上の実証はできないが、橋権守盛俊の父大夫盛宗の項に「柏木本領」という文言を見ることができ。さらに、建武二（二三三五）の「柏木御厨惣庄検断職安堵状」には、「柏木御厨惣庄検断職間事、橋六頼俊先祖重代由緒之由、令申之上、度々悪党対治之間、為恩賞被宛行之由（下略）」とあって、鈴鹿山守護の恩賞として、柏木御厨惣庄検断職が伊勢神宮政所から与えられている。これらの史料から十三世紀初頭までには、なんらかの関係をもつに至ったものと考えられる。

その後、重代相伝の所職（山中村地頭職・鈴鹿山守護）を基盤とし、柏木御厨内への進出過程の中で、山中惣領家の所職が二分されることになった。正和二（一三三三）年十月十八日「山中氏俊讓状案」に、

ゆつりわたすそりやうの事<sup>（所領）</sup>

右あふみのくに山中村のちとうしきならひニ上山むらのともゆきみやうは、氏俊ちうたいさうてんのそりやうな<sup>（五江國）（地頭職）</sup>

り、しかるをしそくありわかまらに、くわんとう御下ふみ、代々ゆつり状をあいそへて、なかくゆつりあたふる<sup>（有若丸）（彌東）</sup>

也、もしありわかしそくもなく、又山中のけいこをすへきさりやうのものなくは、いづれも氏俊かをいたるうへ、<sup>（養子）</sup>

ようせうよりやうしたるうへ、七郎ためあき弁房たうしゅんかあたにはからひ、ゆつるへき也、このむねそむ<sup>（為頭）（道俊）（重代相伝）</sup>

かんニをきてへ、ふけうのこたるへきなり、よてゆつり状くたんのことし、

正和二年十月十八日

氏俊判

とある。これによると山中氏俊は、山中村地頭職・上山村郷友行名を子息ありわかまろに譲与している。譲与するに際して、もし「ありわかしそくもなく、又山中のけいこをすへききりやう」の者がいない場合には、甥の七郎為頭、弁房道俊に譲与する条件を附けている。この譲状の趣旨をうけて、ありわかまろ（助房実秀）は建武二（一三三五）年十月八日に譲状<sup>⑩</sup>を書いている。

#### 永譲渡近江山中村半分地頭職事

右当所者実秀重代相伝管領之間、太神宮奉幣使以下警固、便無退転也、而有子細令居住伊勢国間、為従父兄弟之上、任亡父氏俊之遺言、相副関東代々御下文、外題安堵繪旨、決断所御牒、数通譲状以下証文等、所譲渡于弁公道俊也、但於半分者令譲与七郎為頭畢、証文所用之時者、相互可被披見之、每事成合躰之思、可被專彼警固也、以上更不可有違変之儀、仍譲状如件、

建武二年十月八日

実秀在判

この譲状によると、山中実秀は「有子細令居住伊勢国間」正和二年氏俊譲状の条件により、七郎為頭・弁公道俊（房）に關東代々御下文等の証文類を附して譲与することになった。「有子細令居住伊勢国間」とあるのは、なにを指しているのか不明であるが、何らかの理由によって伊勢国に居住しなくてはならなかったのであろう。そのため「太神宮奉幣使以下警固」が勤められず、氏俊譲状の条件によって、山中村地頭職が二分されたのである。それでは、この譲状にある山中氏所職関係文書の分割状態は、どのようなものであったのであろうか。建武二（一三三五）年十一月三日「山中為頭契約状案」<sup>⑪</sup>をみると、

近江山中村地頭職者、為頭道俊兩人知行之間、代々相伝証文等内、建久五年二月十四日、嘉祿二年四月廿日閑東御下文并譲状四通、正和三年三月十日外題安堵以下正文等者為頭帶之、建武二年五月十四日繪旨、同年八月十日御牒等者、道俊所持之上者、要用之時者、相互可出对之者也、仍契約如件、

建武二年十一月三日

為頭在判

とあり、その分割状態を示めすとともに、弁房道俊所持の証書類との相互披見の契約をおこなっている。

この所職の分割以後、柏木御厨内に土地集積を積極的に展開していくのである。しかし、その所領は惣領による一円支配が確立せずに、同族团的結合<sup>①</sup>「党」的結合<sup>②</sup>同名惣を中心とした在地支配へと指向しなければならなかった。たとえば、正応四（一二九一）年五月十日「親父遺領配分状」<sup>③</sup>の後記に注目すべき文言がある。

右於条理坪付者、相尋政所、云田地之在所、云所当之分、限平均可配分者也、經此処分者、於耆門人々御中所定置也、聊不可有違乱妨者也、

これによると、田地の在所や所当の配分を「平均」になるように政所に尋ねて、「耆門人々御中」によって、「定置」されたところであるから「聊不可有違乱妨」と規定している。このことは明らかに、遺領の配分においても「耆門人々御中」<sup>④</sup>「同名」衆の承認を必要としたことを示している。これより時代はすこし後になるが、団結した同族の一員である以上、惣領家といえども自由な行動を許さないことを示す文書がある。それは貞和二（二三四六）年三月廿七日に覚阿（弁房）道俊が惣領支配讓状を出したときに、一族相会して契約状を認めている「山中一族置文」<sup>⑤</sup>である。

#### 定条々 一族置文事

右、山中村地頭職者、覚阿道俊所領也、而云警固、云土貢、貞和二丙戌三月廿七日惣領支配讓状分明也、先々契状等雖在之、三月廿七日契状以後、当村事惣領庶子相互不可有違乱、但当村者、荒野多之、一族等之中仁開發輩出来者、為分領、惣領不可相綺、若存異儀者、放一族号、且得分之望不可有之、各令違犯者、可罷蒙仏神罰候、仍為後日状如件、

貞和二年丙戌三月廿七日

俊綱（花押）

霖俊（花押） 賢滝（花押）

実秀（花押）

念西（花押）

これによると、山中惣領家の覚阿（弁房）道俊が、惣領支配分の譲状を出した日に、山中一族が相会して契状が作成された。そこでは、たとえ惣領であっても、一族に従うことが規定されている。すなわち、「当村事惣領庶子相互不可有違乱」として、惣領家と庶子家の相互不干渉をまず最初に定めている。そして山中村は荒野が多く、「一族等之中仁開発輩」がでてきても、その開発地は開発者の分領として、惣領家が「不可相綺」ことを強制している。このように、惣領家といえども開発地については、庶子家の分領化を認め、得分を競望することはできなかった。これらのことから、惣領家に対する庶子家の独立性が強く、惣領制による在地の一元的支配がおこなわれず、また不可能であったことを示している。さらに最後の文言において、これらの規定に対して異儀があれば、「放一族号」と規定し、この契状の実行を強制している。

これまで見てきたように、鎌倉—室町期における山中氏は、山中村半分地頭職を有する弁房道俊家・七郎為顕家の二流を中心として、多くの所職を保有していた。とくに柏木御厨本郷への進出からは、宇田山中氏（弁房道俊家）を惣領として、その周辺には「耆門人々御中」の認知をうけた庶子家が存在していた。その庶子家は、一致して惣領家による庶子家への干渉を排除し、独立性を守る方向をめざしていた。それ故に、惣領による在地の一元的支配は行ないえず、必然的に「党」的結合、「同名惣」という同族団による在地支配へと指向しなければならなかった。

### 三 初期山中所領の形態

すでにみたように、山中氏は重代相伝の所職を基盤とした在地領主であった。その所職は、至徳四（一三八七）年三月廿一日「範俊譲状」が示めすところによると、次のようである。表(A)は宛人不詳「範俊譲与坪付状」であり、(B)

表 (A)

所職内容	関係官荘	職係主名	山野	寺社関係	其他
山中村地頭職 柏木御厨惣庄検断職 <small>(給田巻町・中山村郷座禪房)</small> 柏木御厨祭主保保司職		上山村郷友行名 <small>(田島山林荒野)</small> 同助房名 中山村郷石武名 <small>(屋敷山林荒野)</small>	宇田村前河原 福原之山林荒野野島	玉田寺 国清寺 上山村郷友行名観音寺地藏堂院主職 泉村観音堂院主職 宇田八幡神田井六段田屋敷二ヶ所共	鈴鹿山守護

表 (B)

所職内容	官係	山野	其他
柏木御厨祭主保保司職 <small>(宇治河原共)</small> 柏木五ヶ郷検断職		岡本下荒野 宇田前新開 六段田三段	宇田村 <small>(任置後讓状旨相)</small>

は福寿丸宛「範俊讓状」である。福寿丸宛「範俊讓状」には、

(端裏書)  
「福寿丸讓状柏木分」

讓与柏木本郷私領田島等事とあり、範俊が嫡子福寿丸に讓与したうちの柏木分を示めたものである。これらの所

は「田島山林荒野観音寺地藏堂院主職共」とか、「田島屋敷山林荒野共」というような注記が附けられている。この注記からもわかるように、その職には田島はもちろん、山林荒野屋敷や寺院院主職なども含んでいる。換言すれば、名全体に及ぶ一円的な性格を有している名主職である。さらに山中氏は、「宇田八幡神田井六段田・屋敷二ヶ所共」・「玉田寺・国清寺可相計事」というような寺院・神社の神田や祭祀権をも手中に収めている。これら名支配の一円性や祭祀権の支配は、幕府・伊勢神宮政所という権威を背景として入手し、維持していたものである。

次に山中氏重代所職のうち、柏木御厨分について略述すると、次の三種に分類することができる。

- ① 柏木御厨惣検断職
- ② 柏木御厨祭主保保司職
- ③ 柏木御厨内山林荒野等の知行

まず①柏木御厨惣検断職から検討する。柏木御厨惣検断職が、山中氏の所職として出現する最初の史料は、建武二(二三三)年七月廿一日「柏木御厨惣庄検断職安堵状」<sup>①</sup>である。

〔端裏書〕  
「検断下知」

柏木御厨惣庄検断職間事、橘六頼俊先祖重代由緒之由、令申之上、度々悪党対治之間、為彼恩賞被宛行之由、上之御書如此、然則任御下知之旨、永代不可有相違之状、依仰執達如件、

建武三年七月廿一日

政所(花押)

また、この安堵状には同日付「柏木御厨惣庄検断下地安堵状案」<sup>②</sup>をともなっている。

柏木御厨惣庄検断下地事、任先例、中山村郷以座禅房名耆町、可令知行之状、如件、

建武三年七月廿一日

政所(花押)

とあり、表(A)にもみえる座禅房名耆町が検断給田として給付されていた。さらに検断職には、建長五(一二五三)年十月一日「諸国郡郷庄園地頭代、且令存知、且可致沙汰条々」<sup>③</sup>に規定された検断権のほかに、寛元元(一二四三)年七月十九日「関東下知状」<sup>④</sup>にある犯罪人等の財産・跡職の没収という一般的な二次的収入が附随していた。このように、検断職に附けられていた給田・検断沙汰による二次的収入という経済面を伴なう、柏木御厨惣庄検断職を手中にしたという事が、御厨内部での山中氏の立場を、一層有力なものとしたのである。

次に②柏木御厨祭主保保司職について検討すると、惣庄検断職は惣庄内部での刑事裁判檢察権という公権的なもの

であった。これに對して、祭主保保司職は伊勢神宮祭主保の代官的権限を通じて、惣庄内部での經濟面はもちろん精神面・祭祀面における支配力として、山中氏の支配、勢力拡大を強化する側面を有していた。山中氏がいつ頃より保司職を入手したかは不明であるが、建武二（一三三五）年十二月三日「神祇権大副御教書」によると、

（花押）

近江国柏木御厨内祭主保々司職事、令子孫相伝、徵納彼保田所当米、致一円管領、年中四度官幣使上下向、八ヶ度供給雜事等、任先例、無懈怠、可令勤仕給之由、被仰下者也、恐々謹言、

建武二年十二月三日

清房奉

山中千徳殿

とある。これからみて、建武二年以前より祭主保保司職を得ていたことは明らかである。

最後に③柏木御厨内山林荒野等の知行について考えてみると、山林は惣庄内農民の薪炭・肥料等生活上不可欠な供給源である。また刈草場でもあった。このような本来共有すべき土地を山中氏の知行として、個人的所有とすることにより、惣庄内での農民支配を強化する手段として有効に利用されたであろうと思われる。また荒野は、前述した貞和二年「山中一族置文」にもあったように、荒野を独占することにより、これの開發主自らの分領とすることができた。この荒野開發とその分領化は山中一族伸張の力となるのであった。

以上概観したように、山中氏は柏木御厨において、公権的権力としての惣庄検断職、精神面・祭祀面での支配力として祭主保保司職、農民の生活上・再生産手段上不可欠な山林、一族伸張の基としての荒野等の知行という諸手段によって、在地支配を強固なものとしたのである。

## 四 天正期における山中惣領家の讓状について

ここでは、「大和入道ゆつり状」<sup>②</sup>と題された山中氏の讓状を中心に、天正期における山中惣領家の所領を分析する。そしてその中に含まれている問題点について、若干の考察をこころみる。そこでまず讓状の主要な部分を、少し長くなるが掲げておく。

大和入道ゆつり状、本証文候へ共、今度郡乱入ニ付而、あつけ度候、若うせ候へんかと存、筆覚えため写申候、本証文ハ自筆自判也、

大和判

字里西きしの下百野方より買徳、西東中迄ハ百野弥三郎買徳大分也、

沓段小 貳石代

与次郎作

同

沓段大 參石貳斗代

手作

同 三大寺辻殿より替地

大 貳石代

手作

同、此四ヶ所ハ過分ニましあり、

半 一石三斗代

彦四郎

(中略)

字八幡後越前より替地也、此分小林岡屋敷・貞源庵屋敷遣候、沓所居屋敷、

限四至 (中略)

右ノ本屋敷ハ玉田寺下地也、年貢二石五斗五升六合、庵斗ニ此年貢入替ニ進下地、  
字里西きしの上、□兵衛より此屋敷替地来、

一段 一石八斗代 助五郎

同

半 一石

同

老段 一石七斗代 又六

此三ヶ所之内ヲ以、玉田寺へ年貢暖可申者也、

被官人書立、

九郎二郎 一家中

又七郎子息之内次男老人若次男なく候へ、養子仕候て成共可出候、

大夫三郎 一家中

<sup>本</sup>与二郎 一家中

藤左衛門同孫 一家中

三郎四郎子

彦四郎 一家中

又六 一家中

助五郎 一家中

以上

天正戊寅十二月廿三日

大和入道俊好在判

左衛門二郎殿參

重而又左衛門へゆつり進知行之事、我等一期後知行可有候也、

大和入道俊好判

字宇治河原はき原ニ在之備中殿ハ買徳

一段 貳石代

在所ハそたう内南かへ在之、伴東殿買徳、使東殿被官徳左衛門也、無諸役、

三石代

徳左衛門方作

(中略)

以上廿一石三升六合

おちや分あと判状遣候、

宇治河原なかれ

一段 一石七斗代 宇治河原平三郎作

(中略)

以上、此下地出入可在之候間、能々せんさく候て、下地可出候、

天正十二甲申年十一月十三日

大和入道俊好判

以上、一七石四斗五升

前後惣以上、九十五石九斗八升六合

今度内貴因幡守方・同喜多岡方と被仰構候儀付而、双方御目安具令披見無異負偏頗存分順路と存知異見申条々、  
一、おちや分女知行分之田畠悉当所務候間、遣所可有御知行候、

(中略)

天正十二甲申拾月廿八日

先郡奉行中惣判

山中大和入道殿参

大原郡奉行中御判

岡屋先郡奉行中御判

服部先郡奉行中御判

望月先郡奉行中御判

池田跡先郡奉行中御判

鵜飼先郡奉行中御判

一役先郡奉行中御判

多喜先郡奉行中御判

佐治先奉行中御判

如此おくの起請文ニ

高峰跡先奉行中御判

御判有り、

上野先奉行中御判

隠岐跡先奉行中御判

俄煩出し候間、重而讓渡ス書立之事

一、林口二三衛門同子とも一家中之事、

一、林口与二郎同子とも一家中之事、

一、前二書渡候同買徳之証文共遣候上へ、永代証文之ことく知行可仕候事、

一、右之者共いん居領ニ仕候間、我等一期之後、知行可仕候事、

一、右之者共諸知行分、同かとくしき共ニ尽く知行可仕候事、

天正拾貳甲申年十二月十二日

大和入道俊好判

又左衛門まいる 写

この讓状は、天正十三（一五八五）年豊臣秀吉による紀伊国雜賀攻撃に際して、「無故依讒言」つて、甲賀郡中が「御改易被仰付、不殘知行被召上」という、混乱した時期に書れている。このことを考えて、讓状の前文を読んでみると、甲賀郡中の改易という事態を切りぬけて、山中惣領家を安堵するために、作成されたと推測される。

まず最初に、この讓状を表面的にみてゆくと、年貢負担者に「名」だけ記載された者と、「名+作」と記載された者が存在している。この両者の斗代を比較してみると表(c)のようになる。

表 (c)

名+作	名	斗代
1		石 1.0
4		1.2
5	2	1.4
3	1	1.6
1	5	1.8
	8	2.0
	4	2.2
	1	2.4
	1	2.6
		2.8
	2	3.0
14	24	計

この表をみると、「名+作」と記載された者の斗代が、「名」のみの者に比較して、極めて低位にあることがわかる。このことが何を示めているのか、少し検討しておく。ここで手掛りとなるのは「作」の有無である。この有無から推測すれば、「作」の記載されている者は、「作職」を有していない者の耕作地であり、「名」のみの者は、「作職」を有する者の耕作地と考えられる。換言すれば、後者は一職支配の確立した耕作地ではないだろうか。また「被官人書立」に記載された被官人は、「名」のみである。このことから、「名」

のみの耕作地は、山中惣領家の家政機関に参与する「オトナ」的存在、また経済的には独立していた上層部に属する被官人の耕作地であったのではないだろうか。このことは後に、もう一度考察することにしよう。このように考えて、譲状に記載された耕作地を集計してみると、約五十二筆中三十二筆が一職支配の耕作地である。もし「作」の記載されていない土地が、先に述べたように一職支配の確立した耕作地であるとすれば、この譲状にでてくる耕作地の約六割が一職支配の耕作地として、年貢収奪者と年貢負担者とが直接対立する関係にあったことになる。

次に、譲状の最初に出てくる史料に記載された土地は五十八石余（史料に破損個所があり、全体を表わしてはいない）である。そのうち約三十四石余は買得地であった。さらに、「被官人書立」以下の史料に記載された土地も全て買得地である。これらから、天正十二年現在での所有地約九十六石四斗余の七割五分余が買得地であったことがわかる。このことは、山中氏所蔵文書が十六世紀頃を境として、地頭職・保司職などの荘園制的な土地所有文書から、土地売券などを主とする土地売買関係文書へと変化していることから推測することができる。

さて、山中所領形態の主要素となる、農業経営形態はどのようになっていたのだろうか。天正十二年の譲状において、手作地のみえるのは最初の史料である。しかし、その史料においても手作地は、わずか三筆二反大のみである。斗代にしても六石三斗で、この史料全体からみても一割強を占めているにすぎない。ただここで注目しなければならぬのは、極めて少ない手作地ではあるが、天正期をあまり遡らない時期に買得された土地であることである。新たに買得地の一部分を手作地とすることは、以前からの手作地が、かなりの量であったことを推測させている。このことは、次にみる被官の存在からも考えられることである。

この史料に記載されている被官人の存在は、山中氏の農業経営上、どのような意味を有していたのであろうか。譲状全体に現われた被官数は、十一名が確認される。ここで問題となるのは、被官人の耕作地が山中氏の手作地と同じ「字」地に存在していること。さらに「過分ニましあり」・「此三ヶ所之内ヲ以、玉田寺へ年貢喫可申者也」などとい

う、特別な注記がなされていることなどである。これらの史料からみると、山中所領中の手作地の耕作には、被官人達が夫役を課せられており、被官人を使役した農業経営が行なわれていたことを示めすのではないだろうか。

また被官人自身の存在と、その性格についてみると、「俄煩出し候間、重而讓渡ス書立之事」と題された讓状にあるように、被官人は「右之者共いん居領ニ仕候間、我等一期之後、知行可仕候事」とあり、被官人自身が山中氏の知行対象であった。さらに、「右之者共諸知行分、同かとくしき共ニ尽く知行可仕候事」と規定し、被官人の財産(家督職)も山中氏の知行対象であった。このようにみると、被官人は身分的・財産的に全く山中氏に隸属していた存在のようにみえる。しかし、この讓状には、それと相反することを示す部分もある。たとえば、最初の史料や、「重而又左衛門へゆつり進知行之事」と題する史料には前述したように、被官人自身が作職を有している者もいる。さらに、別の史料元龜四(一五七三)年七月四日「六郎左衛門尉被官西兵衛借米状」<sup>⑤</sup>には、

借用申御米之事、

合式石者 御藏本左衛門次郎殿也  
舛者、錢舛之定也

右件之御米者、来秋加式把利之利分ヲ、元利共ニ返弁可申候、若無沙汰仕候者、我等知行字円明寺ヒノツメ来光院之作職并我等之家為質物入置申候間、流シ永代可有知行候、其時一言之子細申間敷候者也、仍而為後日、借状如件、

元龜四癸酉年七月四日

六郎左衛門尉被官

(マヤ)  
西兵衛(略押)

とある。これによると、被官人西兵衛は借米の質物として作職・家を独自に入れる事ができたのである。このように単に身分、財産の全てを隸属させていたとはいえない。ただ、売券の中には、被官人の身体・家屋・土地を自由に、山中氏が売買することのできる可能性を示めすものがある<sup>⑥</sup>。

永代うり渡申わたくしひくわんの事、うとく兵衛五郎・同こちやくし犬ほうしおやこなり、おやにて候物、うり申候を、われくくとくせい申候処、色々被申候間けんせん壱くわん文にて、永代橋六殿へうり渡申候処しつしゃうめいはくなり、殊おやにて候ものうりけん我ら如此仕へく申候へへ、後日末代おいていらんわつらい申へからざる物、<sup>(考)</sup>仍而為後日、支証之状如件、

明応

かのとの拾年二月

ますくら新三郎  
為定(花押)

このことから、山中氏の被官人は身分的には全く山中氏に隷屬しており、経済的には自立した者と、財産上からも隷屬した者との二種類に区分することができる。

前に被官人は、手作地の夫役を課せられて、その夫役によって山中氏の農業経営が行なわれていただろうと述べた。それでは、被官人自身の存在意義は、それだけであったのだろうか。このことを検討する上で、次のような興味深い文言がある。「重而又左衛門へゆつり進知行之事」にある、「伴東殿」の被官人徳左衛門が、伴東殿の「使」として山中氏にきて、そのまま山中氏の作人となった事実である。

在所へそたう内南かへ在之、伴東殿買徳、使東殿被官徳左衛門也、無諸役、

三石代

徳左衛門方作

このことは、被官人が手作地経営への夫役という農業経営上だけでなく、被官人はその身分的な低さにもかかわらず、被官人が山中氏の家政機関の運営に参与していた。まさに、山中氏を近世大名と考えるならば、その被官人は給人にあたる性格を有していたのではないだろうか。だから、「使」として働いていた徳左衛門のような被官人は、それぞれの主家にとっては、「オトナ」的存在であったのであろう。

ところで、経済的に自立した被官人の性格も、最初からこのようなものではなかった。天文十一(一五四二)年六月廿四日「西岡兼俊契状」によると、

我等弟にて候者、其借錢返弁申ニ付而、われらか被官ふこ大夫か子道すいと、又我等か被官三屋のひろせかまちはり宇田里ノ西たかきしの下少つゝ二ヶ所を、治部卿かたへ進候間、於向後我々違乱煩申間敷候者也、仍為後日一行状、如件、

天文十一壬子六月廿四日

西岡

兼俊

(山中後好)  
寿好房参

とある。この史料にでてくる「まちはり」とは、「ほまち」を意味する言葉である。「ほまち」とは、一般的には主人の土地の耕作<sup>11</sup>下作に対して、労働の余力を投入して耕作される耕地、すなわち内密に、個人的に所有している耕地等を意味している。この史料で注目されるのは、「ほまち」が天文十一年に存在していることだけでなく、被官人の身体が、この「ほまち」とともに売買の対象・質物の対象となっていることである。これらのことから、天文十一年頃の被官人は、いまだ明確には自立していないことがわかる。この被官人の自立への変化は、被官人の性格が変化したことだけをあらわしているだけではない。それは中世的な在地領主としての山中氏が、近世的な封建領主への道をたどっていることをあらわしているのである。以上、「大和入道ゆつり状」に含まれる数通の史料から、本稿に係のある若干の事実について述べてきた。この史料を読んでもみると、本稿においては言及しなかったが、山中氏を検討する上で重要な、「郡中惣」に関連する史料がある。それは「おちや分あと判状遣候」と題された史料である。この史料に記載された「おちや分あと」の所領が、山中氏の知行分として確定するのは、「今度内貴因幡守方・同喜多岡方と被仰構候儀付而、双方御目安具令披見無臆負偏頗存分順路と存知異見申条々」と題する史料によってである。これによると、「おちや分女知行分之田畠悉当所務候間、遣所可有御知行候」とあって、先郡奉行中惣判が押れている。さらに起請文には、大原郡奉行中・服部先郡奉行中以下の連判がある。この連判による裁許によって、「おちや

分あと」の所領が、山中氏の知行分として確定したのである。このことから、大原郡奉行中と称する大原氏の代表者等、甲賀郡内各家の代表者による集會が形成されていたことがわかる。これが「郡中惣」といわれる権力機構であった。そして、この地域におよんでいた上位者の權威（幕府・守護六角氏）が弱体化し、土地所有の維持を内部的な權威によって、行なわなければならなかったことを示している。換言すれば、遅くとも永祿期頃には、守護権力は弱体化し、甲賀郡内での權威は「郡中惣」と称する在地諸領主層の下にあったと考えられる。

## 五 おわりに

鎌倉—南北朝末期に荘園制的支配の下で、柏木御厨内宇田を本拠地とした山中氏は、同名衆を中心とした同族団でもって、甲賀郡内有数の在地勢力の一員へと發展していった。だが、応仁・文明期の大亂を境として戦国期を迎えると、荘園制的支配体制の崩壊が決定的となった。これによって勢力拡大をはかっていた山中氏は、自己の「所領」を確保するために、他の在地領主と連合せざるを得なくなった。しかし、山中「所領」の確保は、「おちや分」の史料でみたように、山中氏の独断で所領の確保はできず、「郡奉行中」名の裁許によって、はじめて山中「所領」として確定するのであった。この「郡奉行中」というのは、各「同名」中の代表者であり、その集合体が「郡中惣」と呼ばれるものであった。本稿では、甲賀郡内での有力在地領主であった山中氏について若干の考察をおこなったが、今後は山中氏とともに「三方惣」を構成した美濃部・伴氏、「郡中惣」の有力メンバーである佐治・望月氏、「石部衆」と呼称される青木氏などについて、現地調査をふまえて考察してみる。これにより、守護六角氏の家臣団の分析、さらには守護六角氏の権力面での分析にまで考察を進めることができる。

## 註

### 料編所収)

- ① 神宮文庫蔵『山中文書』、(水口町編『水口町志』下巻史
- ② 『山中文書』二号(同)、前掲書二九四頁。

- ③ 右 同、二号(イ)、前掲書二九四頁。
- ④ 『新編追加』檢断法一一八条、(日本思想大系『中世政治社会思想』上卷六九頁。)
- ⑤ 『山中文書』記二号、前掲書四五〇～四五五頁。
- ⑥ 右 同、二号(イ)、前掲書二九五頁。
- ⑦ 右 同、記二号、前掲書四五〇～四五五頁。  
人王三十一代
- ⑧ 右 同、一六号、前掲書三〇三～三〇四頁。  
敏達天皇十一代 左大臣正二位諸兄朝臣一十七代 義清  
 修理亮 五位 盛宗 宇田尼夫 王大夫 以下  
 從五位下 俊清 散位 橘大夫  
 山中元祖 柏木本領始成頼
- ⑨ 右 同、二号(イ)、前掲書二九六頁。
- ⑩ 右 同、二号(イ)、前掲書二九六頁。
- ⑪ 右 同、二号(イ)、前掲書二九七頁。
- ⑫ 右 同、四号、前掲書二九七～三〇〇頁。
- ⑬ 右 同、四九号、前掲書三一六頁。
- ⑭ 右 同、一〇八・一〇九・一一〇・一一一、前掲書  
 三三八～三四〇頁。
- ⑮ 右 同、一〇八号、前掲書三三八頁。
- ⑯ 右 同、一〇九号、前掲書三三八頁。
- ⑰ 右 同、二号(イ)、前掲書二九四頁。
- ⑱ 右 同、二号(イ)、前掲書二九五頁。
- ⑲ 右 同、一六号、前掲書三〇三～三〇四頁。
- ⑳ 右 同、一七号(イ)、前掲書三〇四頁。
- ㉑ 『新編追加』檢断法二八二～二九四条、(日本思想大系『中世政治社会思想』上卷七〇～七六頁。)
- ㉒ 『醍醐寺文書之一』、『大日本古文書』家わけ第十九、  
 二一九頁。)
- ㉓ 『山中文書』二二号、前掲書三〇七頁。
- ㉔ 右 同、記三〇号、前掲書四五六頁。神宮文庫所蔵  
 原本写真版による。
- ㉕ 右 同、二七八号、前掲書四〇九頁。  
(前略) 秀吉公御代ニ紀州雜賀孫市郎被為責候刻、無故  
 依讒言御疑掛り、甲賀郡中御改易被仰付、不殘知行被召  
 上(後略)
- 『紀州御免向之事』(『統群書類從』第二〇下、二五二頁。)
- (前略) 一日甲賀輩普請成忽緒、殊背法度之旨条、其科  
 不少、故被召離領知、一類悉行流罪(後略)
- ㉖ 史料上の合計は、「おちや分あと判状遣候」に示された  
 ところによると九十五石九斗八升六合である。
- ㉗ 『山中文書』二四九号、前掲書三九〇頁。
- ㉘ 右 同、一九六号、前掲書三六八頁。
- ㉙ 右 同、二一〇号、前掲書三七四～三七五頁。
- ㉚ 『広辞苑』、二〇四八頁。